

# 青森県報

号外第三十四号

平成三十年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七―一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……一
- 人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 人事委員会規則七―一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……二

## 人事委員会

人事委員会規則七―一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(2)及び(3)中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同号(4)中「三

千円」を「三千六百円」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。  
別表第一の小学校の表中

「十和田湖小学校」十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋一六の一」を

「十和田湖小学校」十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正

する。

第三条第三号二中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

（人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

（人事委員会規則一〇一〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部改正）

第三条 人事委員会規則一〇一〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

別表第一中

「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二

「原子力センター」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

「量子科学センター」 上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二の一九〇

「エネルギー開発振興課六ヶ所村駐在」 上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二の一九〇

上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二

原子力センター 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

「野辺地警察署千歳平警察官駐在所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二

「野辺地警察署千歳平警察官駐在所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二

「野辺地警察署千歳平警察官駐在所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二

「大間警察署佐井警察官駐在所」 下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「鯨ヶ沢警察署深浦交番」 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三三三の五

「大間警察署佐井警察官駐在所」 下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「木造高等学校深浦校舎」 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一五七

「金木高等学校市浦分校」 五所川原市磯松赤川三の四二

「木造高等学校深浦校舎」 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一五七

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中鯨ヶ沢警察署深浦交番に係る部分については、平成三十年四月十六日から施行する。

（発行者・発行人）青森市長 島一丁目一番一号 青森県  
（印刷所・販売人）青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭